

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年7月1日>

1 事業の目的

社会福祉法人柳愛会が開設する幸寿苑指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」といふ。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営の方針

介護支援専門員は、要介護状態にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から適切に提供されるよう必要な援助を行います。

更に介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、市町村並びに地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、総合的なサービスが提供されるよう常に公平中立な援助に努めます。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、説明を行っていきます。

3 事業所に関する担当者

管理者兼主任介護支援専門員 相田 智

電話 (0246) 22-8100 (午前8:30 ~ 午後5:30まで)

4 事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	幸寿苑
所在地	福島県いわき市平上平窪字原田13番地の1
介護保険指定番号	0770400414
サービスを提供する地域	平、好間、内郷、小川

*提供する地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職名	常勤	業務内容	計
管理者	1名(兼)	業務の管理	1名(兼)
主任介護支援専門員	3名	居宅介護支援に関する業務	3名
介護支援専門員	1名	居宅介護支援に関する業務	1名

(3) 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分

(ただし、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までは休日とします。)

*24時間体制については、別紙①の通り

5 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別紙②の通り

6 利用料金

(1) 要介護認定を受けられている方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。ただし、保険料の滞納によって、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて次の金額をいただき、当事業所がサービス提供証明書を発行

いたします。このサービス提供証明書を後日いわき市の介護保険取扱い窓口に提出しますと全額払戻を受けられます。

① 居宅介護支援費(Ⅰ)

居宅介護支援費(ⅰ)〈介護支援専門員1名の取扱件数が45件未満〉

要介護1・2 1,086単位/月 (10,860円)

要介護3・4・5 1,411単位/月 (14,110円)

居宅介護支援費(ⅰ)〈介護支援専門員1名の取扱件数が45件以上60件未満〉

(45件以上60件未満の部分のみ適用)

要介護1・2 544単位/月 (5,440円)

要介護3・4・5 704単位/月 (7,040円)

居宅介護支援費(ⅲ)〈介護支援専門員1名の取扱件数が60件以上〉

(60件以上の部分のみ適用)

要介護1・2 326単位/月 (3,260円)

要介護3・4・5 422単位/月 (4,220円)

② 初回加算(300単位)(3,000円)

新規に居宅サービス計画書を作成する利用者に対し居宅介護支援を行った場合。

又は、要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合。

③ 特定事業所加算Ⅱ(421単位)(4,210円)

特定事業所加算Ⅱは一人に対し、1か月1回加算する。

④ 入院時情報連携加算Ⅰ(250単位)(2,500円)

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所に訪問し職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。

⑤ 入院時情報連携加算Ⅱ(200単位)(2,000円)

病院又は診療所に入院する利用者につき、④以外の方法により当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。

⑥ 退院・退所加算(450単位)(4,500円)

退院又は退所に当たって、病院等の職員に面談を行い利用者に関する必要な情報の提供及びその他の連携を行った場合。(入院等の期間3回を限度)

⑦ 退院時情報連携加算(50単位)(500円)

利用者一人につき、1月に1回の算定を限度とする。

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者的心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録する場合。

⑧ 複合型サービス事業所連携加算(300単位)(3,000円)

指定複合型サービス利用を開始する際に、利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合。

⑨ 緊急時等居宅カンファレンス加算(200単位)(2,000円)

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

(1月に2回を限度)

⑩ 中山間地域サービス提供加算(100分の5)

運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービス提供する場合。

⑪ ターミナルケアマネジメント加算(400単位)(4,000円)

末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得たうえで、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者的心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業所へ提供した場合。

(2) 解約

利用者は、いつでも契約を解約することができます。また、一切料金はかかりません。

(3) その他の料金

複写物(コピー代)1枚につき 10円

(4) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法	-	居宅サービスガイドラインに基づきます。
介護支援専門員の研修	○	定期的に行います。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合によって解約した場合の解約料	×	前記6の(2)と同一です。
感染症の拡大防止の対策	○	感染症対策マニュアルに基づきます。
災害時の対応について	○	災害時対応マニュアルに基づきます。

(5) 公正中立業務

基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類やサービス事業者に偏ることがないよう、また特定の居宅サービス事業者による居宅サービスを利用するよう誘導し、或いは、利用者に指示すること等により特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことがないよう、公正中立に居宅介護支援を提供します。

指定居宅介護支援提供にあたって、以下の2点を利用者へ説明することとします。また、介護情報公表サービスへ掲載します。

1 前6か月間に作成したケアプランについて、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与(販売)の各サービスの割合

(前期(3月1日から8月末日)) (後期(9月1日から2月末日))

2 前6か月間に作成したケアプランについて、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与(販売)の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位3位まで)

(前期(3月1日から8月末日)) (後期(9月1日から2月末日))

(6) 交通費については、一切かかりません。

7 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者、並びにその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にもらすことはありません。また、守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

8 事故発生時の対応

(1) 事業者は、サービス提供に伴い事故が発生した場合には、速やかに市町村並びに利用者の家族等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 介護のに関する相談・要望苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、次の苦情受付担当者若しくは、苦情解決責任者に申し出てください。

苦情受付担当者　　主任介護支援専門員　　草野香代子

苦情解決責任者　　管　　理　　者　　相田　智

(2) 事業所の第三者委員(苦情解決委員会)は、次の通りです。

なお、第三者委員においても苦情に関する受付をいたします。

鮫島和弘　　電話(0246)25-3501

森富美子　　電話(0246)23-8171

鈴木東雄　　電話(0246)23-1530

当事業所以外に、いわき市の各地区保健福祉センターの相談・苦情窓口でも受け付けております。

いわき市介護保険課　　電話(0246)22-7467(直通)

いわき市平地区　　電話(0246)22-7457(直通)

いわき市内郷・好間・三和地区　　電話(0246)27-8691(直通)

いわき市小川・川前地区　　電話(0246)83-1329(直通)

いわき市小名浜地区　　電話(0246)54-2111(内線)5164~5167

いわき市常磐・遠野地区　　電話(0246)43-2111(内線)5574~5577

いわき市勿来・田人地区 電話 (0246) 63-2111 (内線) 5374~5377

いわき市四倉・久ノ浜大久地区 電話 (0246) 54-2111 (内線) 5164~5167

福島県国民健康保険団体連合会 電話 (0245) 28-0040

10 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 柳愛会

代表者役職・氏名 理事長 志賀由章

所在地・電話番号 福島県いわき市平上平窪字原田13番地の1
(0246) 22-8100

事業種類 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 80床

短期入所生活介護(ショートステイ) 20床

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

通所介護(デイサービス) 25名/1日

介護予防通所介護(デイサービス) 12名/1日

地域密着型認知症対応型通所介護(デイサービス) 12名/1日

地域密着型認知症対応型介護予防通所介護(デイサービス)

居宅介護支援事業所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県いわき市平上平窪字原田 13 番地の 1

名 称 幸寿苑

説明者 氏名 相田 智

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代筆者) 住所

氏名

(続柄)